

## 平成 26 年度可児市上下水道事業経営審議会議事録 概要

【日 時】 平成 26 年 10 月 21 日（火曜日）午後 7 時 00 分から午後 9 時 00 分まで

【場 所】 可児市総合会館 3 階第 2 会議室

【出席者】 審議会委員 8 人（欠席 4 人）、事務局 9 人

### 1. 会長あいさつ

事務局からあいさつと平成 26 年度の事務局職員の紹介と委員の交代の説明があった後、会長のあいさつがあった。

【事務局あいさつ要旨】昨年度は上水道事業の経営について審議をいただきました。今回は下水道事業の経営の現状と課題と地方公営企業法の適用の取り組みについて説明させていただきます。皆様の忌憚のない意見をお願いします。

【会長あいさつ要旨】昨年度に始まった審議会で、今年の 2 月に水道料金について市長に答申しました。今回は下水道事業について検討します。今回も市民の立場として皆様と議論を深めていきたい。

### 2. 議題

今回の議事録署名者として奈良委員と林委員の指名があった。

議題（1）～（3）について、事務局説明と質疑応答があった。

- （1）水道事業の決算と予算について
- （2）下水道事業の概要と決算について
- （3）下水道事業の会計方式の変更の取組み（地方公営企業法の適用）について

#### ▼議題（1）水道事業の決算と予算について

【主な意見等】

発言者 ☆=会長 ○=委員 ⇒=事務局

☆ 資料 1-1 の特別利益は具体的には何か。

⇒ 平成 24 年度は修繕引当金と水道加入分担金で、平成 25 年度は水道加入分担金のみです。水道加入分担金は 2 か年とも約 1 億円です。

○ 前回の審議会で水道管の老朽化が問題に挙げられた。水道管の耐震化を行えば老朽化にも対応したことになるのか。

⇒ 老朽化対策も別途で行っています。耐震化は、ポンプ場、配水場、基幹管路において国の補助を受けて行っています。

☆ 配水場とポンプ場の耐震補強とは具体的にどのようなことを行うのか。

⇒ 配水場、ポンプ場とも、水槽の壁を厚くして補強します。

▼議題（2）下水道事業の概要と決算について

▼議題（3）下水道事業の会計方式の変更の取組み（地方公営企業法の適用）について

【主な意見等】

**（平成 25 年度下水道事業の決算）**

☆ 資料 2-2 の可児市の下水道事業費の管渠費とは何か。

⇒ 管渠費とは、下水道の配管の整備に要した経費です。

☆ 公共下水道事業のポンプ場費と処理場費は 0 円なのか。

⇒ 公共下水道事業の汚水は岐阜県各務原浄化センターで処理します。可児市にはポンプ場と処理場が無いので、費用は 0 円です。

○ マンホールポンプの費用は管渠費に含まれているか。

⇒ 管渠費に含まれています。

**（下水道事業の経営シミュレーション）**

○ 市債の償還額が少なくなっていく試算がなされているが、人口減少がそのまま続くと、試算が変わる可能性はあるか。

⇒ 試算を含めて長期的な展望に立つために、下水道事業の地方公営企業法の適用を進めていきたいと考えています。

○ 下水道使用料金を 2 倍にしてはどうか。資料 2-2 の H25 決算公共下水道事業の使用料及び手数料が約 13 億円で、一般会計繰入金も約 13 億円である。下水道使用料金を 2 倍にしたら一般会計繰入金が不要になるのでないか。

⇒ 下水道事業全体の市債償還額が 20 億円を超える年が平成 33 年度まで続きますが、その後の市債償還額は減少します。下水道料金を 2 倍にすると将来的に収入が支出を上回るようになりますし、今の世代に対する負担が重くなりますので、下水道使用料金を 2 倍にすることは難しいと思われます。

○ 現在は地方公営企業法の適用前であるが、現在の各種データから算出される下水道使用料金はどのように予測されるか。

⇒ 地方公営企業法の適用業務の中で、適正な下水道使用料金を把握するための色々な方法を検討し、早めに方向性を決定したいと考えています。そのためには、これから行う資産調査と資産評価、減価償却費などの数値が必要になります。

☆ 資料 2-2 の下水道事業決算の歳入では、使用料及び手数料と一般会計繰入金の金額が突出している。例えば、歳入の一般会計繰入金を無くして、歳出の市債償還元金と市債償還利子を減らすことは考えられないか。

⇒ 下水道の処理は汚水処理と雨水処理に分けられます。汚水処理は下水道の利用者に負担をお願いするものですが、雨水処理は防災の目的を含むことから公費の負担が原則です。また、一般会計繰入金には基準があり、下水道事業会計に歳入しても差支えの無いものです。市債償還元金と市債償還利子は、過去の投資に対する借金の返済ですので、一般会計繰入金が無くとも支払わなければならないものです。

- ☆ 市債償還額が徐々に減っていき 0 円になった場合、下水道使用料金は下がるか。現在の約 20 億円の市債償還額を 15 億円に縮めて償還期間を長くすることは考えられないか。
- ⇒ 市債償還額が無くなった場合の下水道使用料金は、シミュレーションをしてみないと分かりませんが、利子の償還は費用として計上される一方で元金の償還は費用として計上されませんので、公営企業会計方式を適用した際は、元金の償還は下水道使用料金の算定の項目にはなりません。適正な下水道使用料金を算定するために公営企業会計方式を適用し、正しい費用を把握したいと考えています。
- ☆ 資産が評価され減価償却費が発生すると非流出費用が発生し、決算書ではマイナスが発生する可能性がある。
- ⇒ 損益計算書ではマイナスが発生すると思われませんが、減価償却費に応じて国の補助金が長期前受金として収益化される面もありますので、地方公営企業法の適用業務の中で正しく計算し、概算の形でなるべく早く委員の皆さんに経営状況を示したいと考えています。
- ☆ 下水道事業の経営について事務局が心配することは何か。
- ⇒ 減価償却費と現金の動きです。市債償還のための現金収入があるかどうかを気にしています。
- ☆ 減価償却費は非流出費用なので、決算上で赤字になったとしてもキャッシュフローには関係ないのでないか。地方公営企業法を適用すると何が変わるのか。
- ⇒ 市債償還元金は費用から外されます。例えば減価償却費が 10 億円あり、市債償還元金が 15 億円あったとしたら、差額の 5 億円の現金が必要になります。収益化される長期前受金が 5 億円以上あればよいのですが、現在の一般会計繰入金確保できるよう財政局との協議も必要です。
- また、損益計算書上の赤字が続くと債務超過に陥るおそれがあります。また、多額の市債償還額がしばらく続く見込みであり、一般会計繰入金が不安定な収入であることと下水道使用料金の収入も人口減少により減額していく可能性があります。
- ☆ 将来的には市債償還額が減っていく見込みになっている。一般会計繰入金や下水道使用料金収入が減額したとしても経営的には問題ないのではないか。
- ⇒ 資料 2-2 の H25 決算公共下水道事業の歳出の管理費と施設費には、岐阜県各務原浄化センターに支払う負担金が含まれており、市債償還額以外に必要な固定的な経費です。また、地震が発生して下水道施設が被害を被った後の施設の復旧のための内部留保資金も確保しておきたいと考えています。
- ☆ H25 決算公共下水道事業の歳出の管理費と施設費の合計が約 9 億 5,000 万円で、歳入の使用料金収入と国庫補助金の合計が 13 億 5,000 万円であれば、当年度だけで約 4 億円の黒字となる。毎年約 4 億円の黒字を重ねていけば問題ないのではないか。
- ⇒ H25 決算公共下水道事業の歳入の繰越金は 1 億 5,000 万円となっていますが、H26 年度ではこれが約 9,000 万円になっており、平成 26 年度においては前年度比約 6,000 万円の減額になっています。
- 平成 25 年度の歳入歳出決算では約 1 億 5,000 万円のプラスであったのが、平成 26 年

度においては約 9,000 万円に落ち込んだことは不安要素であると思う。

- ☆ 単年度の数値だけでは議論ができない。過去からの歳入と歳出の流れが必要である。
- ⇒ 早めにシミュレーションをして、概算の形でなるべく早く委員の皆さんに経営状況を示したいと考えています。
- ☆ 分かりやすくするためには、歳入の分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫補助金、県補助金の合計と歳出の管理費と施設費の合計を対比する方法と、歳入の一般会計繰入金、繰越金、諸収入、市債、財産収入の合計と歳出の市債償還元金と市債償還利子の合計を対比する方法の 2 つの方法が考えられる。
- ⇒ 今後の下水道事業の問題は、過去に整備した古い管渠の更新経費や施設の維持管理経費です。特に昭和 40 年代から昭和 50 年代に整備した団地の管渠は寿命が尽き始めますので、その更新経費が今後必要になります。水道事業が中長期収支計画を立てて資金ショートしないように管の更新計画を立てていますが、下水道事業にも同様の計画が必要になってくることを考えますと、地方公営企業法を適用して投資計画と収支計画を立てて長期的な視野を持って総合的に考えなくてはならない時代を迎えたと感じています。
- ☆ 地方公営企業法の適用業務の委託先は監査法人であるため、経営シミュレーションは得意であると思われる。

#### (市債と償還)

- ☆ 市債の総額はどれくらいあるか。利息は何%か。
- ⇒ 資料 2-2 の最終頁の表のとおり、公共下水道事業では過去に約 536 億円の投資をしており、その財源のうち約 360 億円が市債です。毎年約 20 億円を償還しています。利息は借入の時期で変わりますが 2% ぐらいで固定金利です。市債償還元金の残額は平成 25 年度末現在で約 221 億円です。
- 償還期間を長くして先々の世代まで負担を求めるのか、償還期間を短くして今の世代に負担を求めるのか、償還の仕方を議論する必要がある。
- ⇒ 地方公営企業法を適用して、減価償却費等の数値を把握して、議論をお願いしたいと考えています。
- ☆ 現在約 20 億円支払っている市債償還額を減らすことはできないか。
- ⇒ 借入時の契約に従って償還する必要があるため、償還額を減らすことはできません。
- 約 20 億円の市債償還額のうち、15 億円は元金で 5 億円が利子となっている。普通会社であれば借り換えをして利子を縮める工夫をする。
- ⇒ 過去には国で認められた範囲内で借り換えを行っています。現在残っている市債を借り換えても、借り換え前の契約の利子は支払わなければならないため、借り換え前の利子と借り換え後の利子を二重で支払うことになり、結果として損をすることになります。
- 市債償還元金のグラフを見ると平成 30 年度がピークになっている。平成 30 年度にかけて償還元金が増えているということは、現在も借入を行っているのか。
- ⇒ 平成 25 年度においても約 1 億 8,500 万円を借入しています。利息は過去に比べると低

くなっています。

### **(一般会計繰入金)**

☆ 一般会計繰入金は返済しなくてもよいものか。

⇒ 一般会計繰入金は返済しなくてもよいものです。市債は返済しなくてはならないものです。

○ 一般会計繰入金は今後もこの金額で保障されているか。

⇒ 保障されていません。財政当局との協議を続けていきたいと考えています。

○ 市民の生活の安定のためには、行政としては一般会計繰入金を減額できないのではありませんか。現在の使用料金を維持するのであれば、一般会計から繰入しなければ下水道事業経営が成り立たず、一般会計繰入金は今後も必要である。

☆ 下水道事業の一般会計繰入金の額は、市の中では多い方か。

⇒ 平成 26 年度予算において下水道事業の一般会計繰入金は約 17 億円で最も多いです。下水道事業に続くのは介護保険事業の約 8 億円、続いて国民健康保険事業の約 5 億円となっています。

### **(地方公営企業法の適用)**

○ 企業会計方式を適用することは良いと思う。何十年もかけて整備した施設の資産調査と資産評価は大変な作業であると思う。

⇒ 地方公営企業法の適用業務の委託先事業者と共に作業を進めていきたいと考えています。

○ 資産評価の仕方をこの審議会で議論する機会はあるか。

⇒ 資産の評価方法は、平成 28 年 1 月に国から公表される予定です。

☆ 個人的には、下水道事業を単年度の特別会計方式で行ってきたこと自体が間違いであると感じている。特別会計方式から企業会計方式に変えることは当然の動きである。

今後 3 年間の地方公営企業法の適用業務において、資産の金額を決めることは事務的な作業であるので、審議会としては推移を見守ることしかできない。業務の委託先の専門家に任せることで良い。

### **(下水道の施設)**

○ 先日に見学した農業集落排水施設の浄化センターは、最終的には岐阜県各務原浄化センターに接続する予定か。

⇒ 将来的には岐阜県各務原浄化センターに接続したいと考えていますが、今回の地方公営企業法の適用の範囲に農業集落排水事業は含めないことと農業集落排水施設の浄化センターは比較的新しい施設であることを考慮しながら進めていきたいと考えています。

**(その他)**

☆ 多治見市は市民病院を抱えているため大変のようである。可児市が健全なのは病院が無いからである。市は病院を抱えない方が良い。

**3. その他**

(1) 今後のスケジュールについて

【事務局説明要旨】今年度の審議会は、10月9日（木曜日）の下水道施設の視察と本日の会議で終了します。次年度以降も水道事業の決算と予算と合わせて、下水道事業の決算と地方公営企業法の適用業務の進捗状況を報告します。

【主な意見等】

なし。

(2) 委員報酬について

【事務局説明要旨】平成25年度の審議会と水道施設の視察と平成26年度の審議会と下水道施設の視察の委員報酬の源泉徴収票を平成27年1月中旬に届けますので、確定申告の際に利用してください。

【主な意見等】

なし。

(3) その他

説明、意見ともなし。

(会議終了)